

令和2年度
丸亀市農地等利用の最適化の
推進に関する意見

令和元年10月1日

丸亀市農業委員会

令和2年度農地等利用の最適化の推進に関する意見

現在、我が国の農業・農村は、農業従事者の高齢化や担い手不足が進行し、遊休農地の増加など、「土地と人」の構造的な課題が深刻化しています。加えて、農産物価格の低迷や、近年の大型台風や豪雨など自然災害の多発・甚大化は、農業者の耕作意欲を減退させる要因となっています。

また、我が国の農業にとって影響の大きい環太平洋経済連携協定（TPP11）、日欧 EPA の発効などにより、自由貿易の急激な拡大による価格競争が見込まれ、厳しい局面を迎えています。

本市農業委員会においては、農業委員、農地利用最適化推進委員の新体制のもと、農地パトロールの強化による遊休農地の発生防止と解消を行うため、農地中間管理機構等と連携して、「人と農地のマッチング」を進め、また、地域での農業者意見交換会の実施などにより、地域農業や農業者の現状と、問題点の把握に努めて参りました。

農業農村、農業者を取り巻く環境が年々厳しさを増していく中で、本市農業委員会としましても、農地の担い手への集積や、遊休農地発生の防止、担い手の確保・育成に務め、将来にわたる食料の安定供給と、活力ある地域社会の実現を目指していく所存です。

つきましては、「農業委員会等に関する法律」第38条第1項の規定により意見を提出いたしますので、令和2年度予算編成において格段の配慮をお願いいたします。

1. 担い手の育成、担い手への農地利用の集積・集約化について

農業従事者の高齢化や、農産物価格の低迷による後継者不足等の事情により、農業の担い手不足が深刻化しています。

農地の貸出しについても、農地が狭小で不整形な形状であったり、農道の幅員が狭く、大型機械の進入が困難であるなどの理由により、集落営農組織や認定農業者等への作業委託、農地中間管理機構への貸出依頼が困難になっている状況があります。

また、相続が発生しても、相続人が近くにいなかったり、複数人いる場合なども、農地の集積・集約化を困難にしています。

現在耕作を続けている農家も、農機具の老朽化や、農地周辺の宅地化による周辺住民とのトラブルなどにより、農業継続を断念する方も増えています。

一方、担い手と言われる農業法人や認定農業者も、農地の新規借入の余力は少ないのが現状で、担い手への農地集積が進まない要因となっています。

現在の国の政策では、大規模経営農家や集落営農組織に支援が向いていますが、少数の大規模経営農家だけでは、地域農業、農村を守り維持していくことは困難です。兼業農家を含む家族経営農家も担い手と位置付けて、地域の農業と農地を守っていく必要があります。大小の多様な経営体がうまくかみ合い、地域で農地を守っていく方法を考えなければなりません。

そこで、以下の項目を要望します。

- (1) 兼業農家など小規模な家族経営農家が再生産可能となる自治体支援農政の推進を行う。
- (2) 農地機構の制度見直しの内容の周知や利用の推進を行う。
- (3) 農地の進入路の拡幅や周辺道路の舗装、小規模基盤整備などの補助率のアップを行う。

2. 遊休農地等の発生防止・解消について

農業後継者などの担い手不足により、年々遊休農地が増加しています。シルバー人材センターなどに委託して、草刈りを年に1・2回程度行っている地権者はいますが、相続人がいなかったり、県外に住んでいたりする方の農地は、荒廃したままの状態が続いていることが多く、周辺の農地や近隣の住宅に、雑草や害虫などによる悪影響を与えています。

集落営農組織や、認定農業者も、農地の引受けは現状で精一杯のところが多く、農地中間管理機構も、農地の状態や周辺条件により、借受けができない農地も多く、農地の流動化が進んでいません。

また、小区画農地の耕作放棄地も目立って来ています。このような農地の利用についても対策が必要です。

そこで、以下の項目を要望します。

- (1) 農地を保全し有効利用していくため、実行性のある「人・農地プラン」の作成を目指し、作成の目的や工程を周知することで、地域の協力のもと計画を推進する。
- (2) 中山間地域を主に、市内全域で遊休農地の増加が見られるが、今後の市内全体の農地利用の方向を考え、多くの農地が有効利用されるよう「人・農地プラン」の作成を支援する。
- (3) 小区画農地の利活用事例の紹介を行う。

3. 農業への新規参入等の促進について

新規就農の促進による、担い手育成は緊急の課題であり、新規就農者が農業を始めやすいように、農機具や農業用施設等購入のための補助制度を拡充し、就農のための情報提供や、農地機構など関係機関の利用周知を進めることにより、就農のハードルを下げることは大切です。

また、農家が離農しないように、後継者が定年退職を機に、就農してもらえる対応が必要です。

そこで以下の項目を要望します。

- (1) 新規就農者に対する農機具・施設等取得のための助成を拡充する。
- (2) 定年退職者の就農支援を行う。
- (3) 集落営農法人設立の積極的な支援を行う。

4. その他

丸亀市の農業を将来に渡り維持、発展させていくためには、強い農業を作るため、農業環境における様々な障害の克服や、新たな試みが必要となります。

そこで、以下の項目を要望します。

- (1) 農業は食料生産のみならず、農村と国土を守るという観点から、助成を国・県等に要請する。
- (2) 猟友会等有害鳥獣の捕獲・駆除事業を行う団体の育成・支援を充実する。
- (3) 市民に対し、農業の大切さや必要性について、理解が進むよう啓発を行う。
- (4) 将来の丸亀市を担う子供たちへの食農教育の推進を行う。